

審査基準日および資格審査の申請をすることができる期間について

「森林整備工事の請負契約に係る競争入札の参加者の資格等（平成20年福井県告示第50号）」の2および4の規定に基づき、審査基準日および資格審査を申請することができる期間を次のとおり定める。

種類	申請区分	申請することができる期間	審査基準日	名簿登載日
森林整備 工事	告示4（1） の規定に基づ く申請	平成19年度および同年度 から隔年度ごとの2月20 日から2月28日 ※1	左欄の期間が 属する年度の 2月20日	平成20年度およ び同年度から隔年 度ごとの4月1日
	告示4（2） の規定に基づ く申請	平成20年度および同年度 から隔年度ごとの2月20 日から2月28日 ※2	左欄の期間が 属する年度の 2月20日	平成21年度およ び同年度から隔年 度ごとの4月1日

※1 次回申請期間は、令和8年2月20日～2月28日（令和8・9年度入札参加資格）

※2 次回申請期間は、令和7年2月20日～2月28日（令和6・7年度入札参加資格）

【注意事項】

- ・ 県の休日（土曜日、日曜日、祝日）には、持参による申請書類の受付はできませんのでご了承ください。
- ・ 申請期間の末日が県の休日の場合に申請書類を提出される方は、必ず郵送としてください。（当該期間内の消印があるものに限り有効とします。）